

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

人もまちも煌めくまちづくり計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、下呂市

3．地域再生計画の区域

下呂市の全域

4．地域再生計画の目標

下呂市は岐阜県のほぼ中央に位置し、市域の92%を森林が占める中山間地域である。一部の市街地を除いては川沿いに集落が点在する形態から、市内を連絡する生活道路として主要道路である国道41号及びその他の国県道の他に、市道や林道が果たしている機能は大きいものがある。しかし、昨年10月の台風23号で国道257号が被災し、沿道の住人の生活の足に大きな影響を与えた。

また、下呂市小坂町落合地区に位置する巖立峡は、国際健康保養地の中核施設として整備された「滝見巖立公園」や温泉施設である「ひめしゃがの湯」が整備され、保養と観光とリフレッシュの場として利用されているが、アクセス道である市道落合3号線は、幅員狭小線形屈曲なため、車両の通行に支障をきたしている。

一方、市内の人工林のうち38%が間伐を必要とする林分となっている現状は、森林に求められるCO₂固定や国土保全等、多面的機能の十分な発揮が国民的要望となっていることから、間伐事業の実施が急務であると言える。

このため、林道の新設・改良及び舗装事業を効率的に行うことにより、森林整備の促進および生活環境の改善を図るとともに、市道のうち、異常気象時における交通手段の確保に支障を及ぼすことが予想される区間の改良を行い、市道と林道を有機的に機能させ、市民一人ひとりが生活の豊かさと満足を実感できる「人もまちも煌めくまちづくり」を推進する。

(目標1) 地球温暖化の抑止に寄与する森林づくり(間伐実施面積の20%増加)

(目標2) 異常気象時における市内周辺部からの生活道路の通行確保
(異常気象時通行危険箇所3箇所 2箇所)

(目標3) 巖立峡利用者の通行安全確保(改良済み区間100%)

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

現在実施中である国道257号の改築と併せて、下呂市馬瀬黒石地区において地域の生活道路として、また国道257号の迂回路として重要な「市道川西線」の改良事業を実施することにより、異常気象時における交通手段の確保を図る。

また、下呂市小坂町落合地区において巖立峡と濁河温泉地区の一体整備と併せて、アクセス道路である「市道落合3号線」の改良事業を実施することにより、幅員狭小箇所を解消し通行の安全確保を図る。

さらに、旧萩原町と旧下呂町を結ぶ「森林基幹道下呂～萩原線」、旧馬瀬村と旧金山町を結ぶ「森林管理道坂本～弓掛線」、旧小坂町地内の「森林管理道古子線」、旧萩原町地内の「森林管理道出水洞線」、旧下呂町地内の「森林管理道下呂支線」の開設、「林道蓮坂線」の改良事業を行うことにより、森林施業の効率化と間伐事業をより一層推進させる。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道；道路法に規定する市町村道については平成16年3月1日に認定済み。

林道；森林法による飛騨川地域森林計画（平成14年4月1日樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域） 事業主体]

- ・市道（下呂市） 岐阜県、下呂市
- ・林道（下呂市） 岐阜県、下呂市

[事業期間]

- ・市道（平成17～21年度） 林道（平成17～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 1.3 km、林道 9.6 km
- ・総事業費 2,264,880千円（うち交付金1,169,090千円）
（内訳）市道 595,000千円（うち交付金297,500千円）
林道 1,669,880千円（うち交付金871,590千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人もまちも煌めくまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

間伐等の森林整備事業の実施

災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。

森林整備に必要な林内路網の整備

間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。

地域における道路整備の促進

異常気象時における市内周辺部からの生活道路の通行確保のため国道257号の整備を促進する。

交流産業の振興促進

交流産業の振興を促進するため、厳立公園・濁河森林公園の整備を推進するとともに、アクセス道である林道「椴谷線」の整備を推進する。

6．計画期間

平成17年度～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、岐阜県と下呂市が連携して達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

添付資料の一覧

- (添付資料1) 地域再生計画の区域
- (添付資料2) 地域再生計画の工程表
- (添付資料3) 道整備交付金による施設整備の整備箇所
- (添付資料4) 地域再生計画のイメージ